

原子力防災基礎研修の概要及び支出先法人の概要

平成 27 年 10 月

内閣府（原子力防災担当）

1. 研修の概要

原子力災害では、放射性物質及び放射線の原子力施設からの放出という特有の事象が生じることにより、地震や風水害などの自然災害と異なる特殊性があることから、自治体等の防災業務関係者に対して、放射線の基礎、原子力防災の基礎など、原子力災害特有の基礎知識の習得を目的として、原子力防災基礎研修を実施している。

原子力防災業務に初めて従事する行政、防災関係機関の職員を対象とし、1 研修あたり 2 日間、定員 60 人を基本仕様として、各立地道府県等に向いて次の研修方法で実施している。

- ① 講義（放射線の基礎や原子力防災の基礎に関する座学）
- ② 実習（放射線測定器の取扱いや防護具の脱着等）
- ③ グループミーティング（研修の復習及び情報交換）

2. 支出先法人の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）

商 号：公益財団法人 原子力安全技術センター

所在地：東京都文京区白山 5 丁目 1 番 3-101 号

創 立：昭和 55 年 10 月 1 日

基本財産：525,474,714 円

主要事業：放射線障害防止法に基づく登録業務、原子力防災に関する業務、
原子力安全確保に関する講習及び普及・啓発 等

従業員数：82 名

講義内容

1日目

- ・放射線と放射能の基礎知識（60分程度）
- ・放射線被ばく防護の考え方（60分程度）
- ・防災の基本（25分程度）

2日目

- ・福島原発事故の概要と教訓（40分程度）
- ・原子力防災対策の基本的考え（60分程度）
- ・防護措置の基礎知識（70分程度）

講義の実施状況



実習の概要

概要

60人を4班に分けて、班ごとに下記テーマの実習を行う。

- ① 自然の放射性物質の測定
(放射線、放射性物質は身近にもあることを認識する)
- ② 防護具の着脱訓練、個人測定器の取り扱い
(マスク、タイベック、ゴム手、タイベック、クツカバー)
- ③ 放射線の距離及びしゃへい効果の確認
- ④ 放射性物質の汚染検査、簡易除染

時間配分、班編成

- ・ 1テーマ30分程度で研修を実施。
(移動等を含め、140分)
- ・ 1班：15名、各班に実習指導員を1～2名配置。

3

① 自然の放射性物質の測定実習



マントル、Tig溶接棒、
カリ肥料等

自然界にある放射性
物質の測定実習



4

② 防護具の着脱訓練、個人測定器の取り扱い実習



- 放射性物質防護機材の着脱実習
(反面マスク、タイベック、ゴム手袋、靴カバー)



5

③ 放射線の距離及びしゃへい効果の確認



距離による線量率の減衰確認実習

しゃへい効果の確認実習



6

④ 放射性物質の汚染検査、簡易除染



線源にマントルを使用した
ブラインド実習

人の汚染検査実習

物の汚染検査実習

簡易除染実習



グループミーティングの概要

目的及び到達目標

- ① 座学で学習した内容の復習
～座学における疑問点の解消～
- ② 参加者相互の情報交換
～参加者の役割の理解～

テーマ

- ① 内部被ばく、外部被ばくの防護方法
- ② 各段階での自分（自組織）の役割
（どうなったら、あなたは何をしますか。）
- ③ よりよい避難等（一時移転、屋内退避）の実施方法
（よりよい避難等を実施するにはどうしたらよいか。）

時間配分、班編成

- ・ 60分程度で検討する。（発表を含め、125分）
- ・ 1班：10名、各班にアドバイザーを1名配置。

8

防護活動演習



検討風景

発表風景



9

研修品質の確保に関する資料

平成 27 年 10 月

内閣府（原子力防災担当）

1. 研修事業の評価等

- ① 全受講生に研修に対するアンケートを実施。アンケートは、研修終了時に回収。アンケート様式及び集計等は、第三者機関（研修事業の受注者外）によって実施。研修事業の中間報告会等において、アンケート結果等から研修の実施方法等改善点を検討。また評価報告を受け次年度以降の研修事業への反映を検討。
- ② アンケート結果（7段階評価：4段階が平均）より、次のとおりの評価であった。
 - ・ 研修の満足度 5. 5 0
 - ・ 研修が業務に「役立つか」 5. 8 7
 - ・ 「この研修を同僚に勧めるか」 5. 6 4
- ③ 研修のカリキュラムのうち、放射線測定器等の実習が役立ったとの評価であった。（選択制：63%）
- ③ 受講者からの主な意見については、次のとおり。
 - ・ 実習やディスカッションの時間が確保されており、有意義。
 - ・ 原子力災害に興味を持つことができた。
 - ・ これまで関係機関が一同に集まる機会がなかったので非常に良かった。

2. 研修の質に関する資料

仕様書において、講師、実習アドバイザー等の力量及び測定器の仕様、数量を定め、研修の質を確保している。

これまでの経緯及び今後の予定

平成 27 年 10 月

内閣府（原子力防災担当）

1. これまでの経緯

民間事業者の参入機会を増加させるなど、既に民間競争を実現。

- 平成 24 年度の研修事業は、文部科学省の委託事業で随意契約（企画競争）により実施。

（受注者：公益財団法人原子力安全技術センター（2 者応札））

- 平成 25 年度の研修事業は、原子力規制庁からの交付金により旧独立行政法人原子力安全基盤機構が当該研修を実施し、運営支援に係る業務を一般競争入札（最低価格落札方式）により発注。

（受注者：株式会社東芝電力放射線テクノサービス）

- 平成 26 年度の研修事業は、平成 26 年 3 月に当該機構が原子力規制庁へ統合したため研修事業についても原子力規制庁が研修の質を確保しつつ、一般競争入札（最低価格落札方式）により発注。

（受注者：株式会社東芝電力放射線テクノサービス）

- 平成 27 年度の研修事業は、平成 26 年 10 月に当該事業が内閣府へ移管後、当該研修に関して参入機会を増加させるため、事業を分割（地域で 3 分割）、入札参加資格の見直し等を実施し、一般競争入札（最低価格落札方式）により発注。

（受注者：公益財団法人原子力安全技術センター）

2. 今後の予定

平成 27 年 3 月 5 日付け「原子力防災研修の実施方針」に示すとおり、将来的には、地方公共団体が主体的に行う事業として交付金に移行する。

平成 28 年度は、交付金への移行準備として、研修の質を確保しつつ受注事業者の育成を図る観点から、受注者がより主体的に事業を実施できるように一般競争入札（総合評価落札方式）へ変更する。

平成 29 年度を目途に必要な整備を行い、国の事業から地方で実施する事業として交付金へ移行する。

※ヒアリングに関係する部分のみを抜粋表記している。

平成 27 年 3 月 5 日
政策統括官（原子力防災担当）付

原子力防災研修の実施方針

1. 原子力防災研修に対する基本的な考え方

- これまでの研修は地域防災の推進の一環として行われてきたものであり、本来的には地域防災計画を担う地方公共団体が主体的に行うべきものと認識。
- このため、今後の研修については、基本的に自治体が主体的研修の企画立案・運営等を行い、国は地方公共団体が行う研修が円滑に行えるために必要となる支援（財政的支援、技術的支援）を行う。

（略）

2. 国の支援の基本的な考え方

（1）技術的支援

（略）

（※）地方公共団体が行う研修において、地域WTが行う支援の一例

- ・ これまで国において実施してきた研修教材の提供
- ・ 研修の企画立案・運営方法に関する技術的助言
- ・ 研修実施結果を踏まえ、今後の研修にむけた改善検討に関する技術的助言

（2）財政的支援

地方公共団体が行う訓練・研修に係る費用は、緊急時安全対策交付金で支弁。

（略）

以上